

新旧対照表

○神奈川県県営住宅条例施行規則（案）

新	旧
<u>（現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない者）</u> <u>第2条の2 条例第6条第2項第4号に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この条において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>（1） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u> <u>（2） 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u> <u>（3） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターから、配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（次号において「配偶者等からの暴力」という。）の被害を理由として保護を受けていることの証明書の発行を受けている者</u> <u>（4） 配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所若しくは市町村又は行政機関と連携して配偶者等からの暴力を受けた者に対する支援を行っている民間の団体から、配偶者等からの暴力の被害を理由として保護を受けていることの確認書の発行を受けている者</u> （有効期間等）	（新設） （有効期間等）

第3条の2 (略)

2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定める期間は、入居指定日から起算して10年間とする。ただし、所長が特に認める場合は、所長が別に定める期間とすることができる。

(定期借家対象公営住宅に入居することができる者の年齢)

第3条の5 条例第8条の3第2項第1号に規定する規則で定める年齢は、満35歳とする。ただし、所長が特に認める場合は、所長が別に定める年齢とすることができる。

(特別の事情があると認められる者)

第9条 条例第9条第2項第8号に規定するその他特別の事情があると認められる者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(2) (略)

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居住している者

(4)～(9) (略)

(入居者資格についての実情調査)

第12条 (略)

2 所長は、前項の実情調査に際しては、入居予定者及びその同居させようとする者に関し、次に掲げる書類を提出させ、又は提示させることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 個人の道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)の納税証明書

(6) (略)

3 (略)

第3条の2 (略)

2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定める期間は、入居指定日から起算して10年間とする。

(定期借家対象公営住宅に入居することができる者の年齢)

第3条の5 条例第8条の3第2項第1号に規定する規則で定める年齢は、満35歳とする。

(特別の事情があると認められる者)

第9条 条例第9条第2項第7号に規定するその他特別の事情があると認められる者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(2) (略)

(新設)

(3)～(8) (略)

(入居者資格についての実情調査)

第12条 (略)

2 所長は、前項の実情調査に際しては、入居予定者及びその同居させようとする者に関し、次に掲げる書類を提出させ、又は提示させることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 個人の県民税及び市町村民税の納税証明書

(6) (略)

3 (略)

第3号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 県 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長殿

県営住宅の入居について、次のとおり申し込みます。この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

[illegible]

養 老 資 格 の あ る 方	(新設の方) 1 障 害	2 身体障害者（級） 精神・知的障害 （ 級 ）	3 母 子	4 父 子	5 高齢者	6 永住帰国者 （引揚者）	7 子育てで多子	8 高齢者夫婦	9 （空室のみ） 落選優遇	10 公営その他	11 若者夫婦	12 土地取得 特別警戒区域
組 身 の 方	1 高齢者	2 身体障害者（級）	3 精神・知的障害（級）	4 D V	5 生 保	6 引揚者等	7 （空室のみ） 落 選 優 遇	8 その他				
親 量 世 帯	1 身体障害者（級） 精神・知的障害（級）	2 子育て世帯	3 戦傷病者・被爆者世帯	4 引揚者世帯	5 高齢者世帯	6 その他						
定 額 借 家	1 子育て世帯向け	2 その他										

備考 優先資格のある方、単身の方又は裁量世帯若しくは定期借家の方のみ該当する番号を○で囲んでください。

[illegible]

備考 年間(推定)総収入金額の欄は、申込時に収入のある方全員について記入してください。

控除額	基礎振替	扶養親族	老人扶養	特定親族	障害	特別障害	寡婦	ひとり親	B 控除額計
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

$$\left(\begin{array}{|c|c|} \hline \text{A 年間所得} & \\ \hline \text{金 額 計} & \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|c|} \hline \text{B 控除} & \\ \hline \text{額計} & \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月 収 額} \\ \hline \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

現住所 （カタカナ）	郵便番号	〒	一	連絡先（電話・携帯など）	
	市区町村名				
	町名・丁目・番地				
	方 （アパート名等）				
締約者・別居者の現住所					電話（ ） ー
申込者 勤務先	名称				
		電話（ ） ー 課 内線 係			

住宅に困っている状況（該当する事項を必ず記入してください。）

1 他の世帯と共同	炊事備 便所 (共同 世帯)	現在 住 ん で い る 住 宅	① 常駐住宅 (団地)
2 部屋が狭い。	畳数 畳 (洋間も含む) 使用人数 名 1人平均 畳		② UR、公社住宅
3 非住宅建物	建物の概要		③ 市町村営住宅
4 高額家賃	月額 円		④ 民間の賃貸住宅
5 結婚後の住居がない。	婚姻の予定 年 月		⑤ 社宅
6 正当な立ち退き要求を受けている。	理由		⑥ 両親等と同居する
7 通勤時間に片道2時間以上かかる。(通勤先までの経路)	片道通常 時間 分		
8 子育てに達する公営住宅の有効期間の満了する日が5年以内に到来	住宅の名称 () 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

備考 申込書に記入された個人情報、市町村の公営住宅担当課、公営住宅の入居者の抽選を委任されている事業者又は申請者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないことを確認するため、神奈川県警察に提供することがあります。

第3号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 県 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長殿

県営住宅の入居について、次のとおり申し込みます。この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

氏名 (カタカナ)																	性別	
																	1 男	2 女
	募集地区番号							地区名										

養 老 資 格 の あ る 方	(附属の2) 1 遺 児	2 身体障害者 (級) 精神・知的障害 (級)	3 母 子	4 父 子	5 高齢者	6 住居確保 引継者	7 子育て・多子	8 高齢者夫婦	9 (空室のみ) 普通 優 遇	10 その他
単 身 の 方	1 高齢者	2 身体障害 (級)	3 精神・知的 障害 (級)	4 D V	5 生 保	6 引継者等	7 (空室のみ) 落 選 優 遇	8 その他		
我 量 世 帯 (住宅全量6名 4項該当)	1 身体障害 (級) 精神・知的障害 (級)	2 子育て世帯	3 戦傷病者 被爆者世帯	4 引継者 世 帯	5 高齢者世帯	6 その他				
定 額 借 家	1 子育て世帯 向け	2 その他								

備考 優先資格のある方、単身の方又は裁量世帯若しくは定期借家の方のみ該当する番号を○で囲んでください。

[illegible]

備考 年間（推定）総収入金額の欄は、申込時に収入のある方全員について記入してください。

控除額	基礎振替	扶養親族	老人扶養	特定親族	障 害	特別障害	寡 婦	ひとり親	B 控除額計
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

$$\left(\begin{array}{|c|c|} \hline \text{A} & \text{年間所得金額計} \\ \hline \end{array} \text{円} - \begin{array}{|c|c|} \hline \text{B} & \text{控除額計} \\ \hline \end{array} \text{円} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{月収額} \\ \hline \end{array} \text{円}$$

現住所 （家族のみ）	郵便番号			連絡先（電話・携帯など）		
	市区町村名					
	町名・丁目・番地					
	方 （アパート名等）					
締約者・別居者の現住所		電話（ ） —				
申込者勤務先	名称	部 課 係 電話（ ） — 内線				

住宅に困っている状況（該当する事項を必ず記入してください。）

1 他の世帯と共同	炊事場 使用 (共同 世帯)	現	① 県営住宅 (団地)
2 部屋が狭い。	畳数 畳 (洋間も含む)。 使用人数 名 1人平均 畳	在	
3 非住宅建物	建物の概要	住	② UR、公社住宅
4 高額家賃	月額 円	ん	③ 市町村営住宅
5 結婚後の住居がない。	婚姻の予定 年 月	で	
6 正当な立ち退き要求を受けている。	理由	い	④ 民間の賃貸住宅
7 通勤時間に片道2時間以上かかる。(通勤先までの経路)	片道通常 時間 分	る	⑤ 社宅
8 子育てに適する公営住宅の有効期間の満了日が5年以内に到来	住宅の名称 () 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	住 宅	⑥ 両親等と同居中

備考 申込書に記入された個人情報、市町村の公営住宅担当課、公営住宅の入居者の抽選を委任されている事業者又は申請者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないことを確認するため、神奈川県警察に提供することがあります。